

# 建設工事の総合評価落札方式による 一般競争入札制度の見直しについて

令和3年4月1日

備前市総務部契約管財課

# 総合評価落札方式について

## ○総合評価落札方式とは

・総合評価落札方式とは、価格だけで評価している従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて品質の要素を含めて総合的に評価する落札方式のことです。

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた契約を行うことが可能になります。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするることにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定することができます。

総合評価落札方式においては、新しい施工方法、施工上の工夫などの技術提案、同種工事の施工実績及び工事成績等が評価の対象となります。

・備前市では、特別簡易型(自己採点方式)を土木一式工事及び水道施設工事において、予定価格が6,000万円以上の工事で試行的に実施します。

## ○評価方法とは

- ・ 評価値 = 技術評価点 / 入札価格  
= (標準点 + 加算点) / 入札価格

標準点・・・100点

加算点(技術資料等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計点)

・・・10点～50点の範囲で定める

### ・ 評価の計算例

A社

- 入札価格 = 50百万円
- 標準点 = 100点
- 加算点 = 20点
- 評価値 =  $(100 + 20) / 50 = 2.40$ ・・・落札者

B社

- 入札価格 = 49百万円
- 標準点 = 100点
- 加算点 = 15点
- 評価値 =  $(100 + 15) / 49 = 2.35$

C社

- 入札価格 = 51百万円
- 標準点 = 100点
- 加算点 = 18点
- 評価値 =  $(100 + 18) / 51 = 2.31$

## ○自己採点方式とは

市が求める、技術評価における評価項目(同種工事の施工実績、配置予定技術者の施工実績等)について、入札参加者が自ら採点した自己採点表を、入札参加と同時に電子入札システムにより提出する。



市は、自己採点表と入札価格等により算出された評価値が最も高い入札参加者を対象者とし、入札参加者は、自己採点表を確認するための技術資料を、市に持参により提出する。

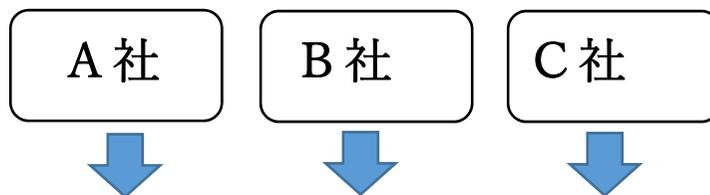


市は、提出された技術資料をもとに対象者の自己採点表を確認する。



落札者決定

○自己採点  
方式の流れ



- 入札参加(電子入札システム)
  - ・自己採点表
- 応札(電子入札システム)
  - ・入札書
  - ・工事内訳書  
(共通仮設費等の経費が記載されているもの)



開札

自己採点表をもとに算定した評価値が最も高い入札者を対象者とする



対象者のみ技術資料を提出  
市は、技術資料に基づき採点を行う。最終的な評価結果を算定し、評価値を確認する。



落札者決定

## ① 入札告示

- ・岡山県電子入札システムに掲載されている、入札告示から自己採点表を取得する。
- ・開札日の7日前の午後5時までに、岡山県電子入札システムへ入札参加表明及び自己採点表の添付を行う。
- ・開札日の午前10時までに、岡山県電子入札システムへ入札金額の登録及び、工事内訳書（共通仮設費等の経費が記載されているもの）の添付を行う。

## ② 開札

- ・入札価格と自己採点表で評定値を算出し、第1順位者を落札候補対象者とする。
- ・入札を保留し、落札候補対象者に技術資料及び事後審査書類の提出を求める。

※ 調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査制度実施要領に基づき調査を行う。

### ③ 技術資料の審査

- ・提出された技術資料を基に、自己採点表を審査し評価値を算定する。

自己採点>市の採点 ⇒ 市の採点

自己採点<市の採点 ⇒ 自己採点

- ※ 評価値を算定すると第1順位者が入れ替わる場合  
新たに評価値が1位になる者を落札候補者対象者とし、技術資料及び事後審査書類の提出を求め審査する。  
以後、評定値が最も高い者を確認できるまで繰り返す。

### ④ 事後審査書類の確認

- ・事後審査書類を基に、参加資格を満たしているか確認し落札候補者とする。

### ⑤ 落札者決定

- ・内部手続きを経た後に、岡山県電子入札システムで落札決定を行い落札者に通知する。

## ○自己採点表記入時の注意事項

- ・「入札者名」と「自己採点」のみ記入してください。
- ・自己採点表を入札者と異なる名前で提出した場合は無効となります。
- ・複数の自己採点表が提出された場合は、合計値が最も低いものを採用します。
- ・自己採点表を確認の対象とします。
- ・自己採点欄に2つ以上の数字が記載されている場合は、最も低い値を採用します。
- ・自己採点欄が空白の場合は、その項目は0点とします。
- ・数値が判読できない場合は、その項目は0点とします。